

令和 8 年第 2 回五霞町議会定例会会議録

議 事 日 程（第 1 号）

令和 8 年 6 月 4 日（木曜日）午前 10 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第 32 号 五霞町農業委員会委員の任命について
議案第 33 号 五霞町農業委員会委員の任命について
議案第 34 号 五霞町農業委員会委員の任命について
議案第 35 号 五霞町農業委員会委員の任命について
議案第 36 号 五霞町農業委員会委員の任命について
議案第 37 号 五霞町農業委員会委員の任命について
議案第 38 号 五霞町農業委員会委員の任命について
議案第 39 号 五霞町農業委員会委員の任命について
議案第 40 号 五霞町農業委員会委員の任命について
議案第 41 号 五霞町農業委員会委員の任命について
議案第 42 号 五霞町農業委員会委員の任命について
議案第 43 号 五霞町農業委員会委員の任命について
- 第 5 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(五霞町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第 6 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第 7 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 7 年度五霞町一般会計補正予算（第 8 号）)
- 第 8 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 7 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）)
- 第 9 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 8 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 1 号）)
- 第 10 議案第 44 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 1 議案第 4 5 号 五霞町公民館の設置及び管理等に関する条例及び五霞町公民館使用条例を廃止する条例の制定について

第 1 2 議案第 4 6 号 令和 8 年度五霞町一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 7 号 令和 8 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 3 報告第 1 号 令和 7 年度五霞町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

第 1 4 報告第 2 号 令和 7 年度五霞町水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

第 1 5 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番 猿 橋 正 男 君

2 番 小野寺 宗一郎 君

3 番 黛 丈 夫 君

4 番 山 本 芳 秀 君

5 番 植 竹 美智雄 君

6 番 新 井 庫 君

7 番 伊 藤 正 子 君

8 番 宇 野 進 一 君

9 番 鈴 木 喜一郎 君

10 番 樋 下 周一郎 君

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者

町 長 知 久 清 志 君

副 町 長 土信田 法 男 君

教 育 長 森 田 恵美子 君

総 務 課 長 鳩 貝 浩 之 君

まちづくり戦略課長 篠 崎 雅 美 君

会計管理者兼町民税務課長 堀 山 康 行 君

健康福祉課長 古 郡 健 司 君

こども未来課長 山 下 仁 司 君

産業課長兼農業委員会事務局長 山 田 浩 君

特定プロジェクト推進課長 大 橋 勝 君

建設水道課長 園 田 和 則 君

教 育 次 長 荒 井 富美子 君

写真撮影のため入場を許可した者

まちづくり
戦略課主査 田中孝平君

事務局職員出席者

事務局長	吉岡雅子	書	記	高島悠仁
		書	記	伊藤弘美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告及び議長挨拶

○議長（植竹美智雄君）おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和8年第2回五霞町議会定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言御挨拶申し上げます。

本日、議員各位におかれましては、御出席をいただき誠にありがとうございます。

昨日は、台風6号が接近、新たな防災気象情報が始まり、取るべき避難行動が明確化されました。皆さんも情報を収集し、早めの行動を心がけていただきたいと思います。

議員の皆様並びに執行部の皆様には、日頃から町の発展及び福祉の向上に御尽力いただき、深く敬意を表します。

さて、昨今の急激な物価高騰は、我々の生活や地域経済に依然として大きな影響を与えております。町におきましても、上水道基本料金2か月間の減免延長を行い、迅速な対応に感謝いたします。今後もの確に対応し、町民の皆様が安心して生き生きと暮らせるまちづくりを推進していくことが求められております。

本定例会には、人事案件、専決処分の承認、条例の一部改正及び廃止、各会計補正予算、報告事項などが提出されております。

また、議員各位には慎重なる審査と、円滑なる運営がなされますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本定例会開催にあたり、去る5月21日午後1時30分から議会運営委員会が開催され、別紙、令和8年第2回五霞町議会運営委員会が開催され、別紙、令和8年第2回五霞町議会定例会会期及び審議表のとおり協議されておりますので、御報告申し上げます。

◎会議成立の宣言

○議長（植竹美智雄君）ただいまの出席議員は全員出席の10名で、会議は成立いたします。

◎町長挨拶

○議長（植竹美智雄君）ここで、町長の挨拶をお願いします。

町長。

○町長（知久清志君）皆さま、改めまして、おはようございます。

開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和8年第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

本定例会には、執行部としては、農業委員会委員の任命、条例の一部改正、廃止、補正予算についての議案16件、専決処分の承認5件、繰越明許費、繰越計算書の報告2件の計23件を御提案させていただいております。

詳細につきましては、お手元の提案書により説明させていただきますので、御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（植竹美智雄君）これから、本日の会議を開きます。

会議規則第20条による本日の議事日程は、お手元に配付いたしました令和8年第2回五霞町議会定例会議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（植竹美智雄君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、1番 猿橋正男君、8番 宇野進一君の2名を会期中の署名議員に指名いたします。

◎会期の決定

○議長（植竹美智雄君）日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日4日から11日までの8日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月4日から6月11日までの8日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（植竹美智雄君）日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定に基づく例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員より報告がありましたので、その写しを配付しております。御確認ください。

続きまして、地方自治法第121条の規定による本日の議案説明員等は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。御確認ください。

傍聴の皆様をお願いを申し上げます。

本日の会議は、役場庁舎内へ映像配信を行うとともに、後日町ホームページを通じて、録画映像の配信も行いますので、御理解、御協力をお願いいたします。なお、傍聴席が映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。

また、携帯電話をお持ちの方は、音が出ないように設定の切り替えをお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第32号～議案第43号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植竹美智雄君）これより議事に入ります。

初めに日程第4、議案第32号から議案第43号までの五霞町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、人事案件に関連しておりますので、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第32号から議案第43号までを一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案書1ページをお開きください。

議案第32号から議案第43号までの五霞町農業委員会委員の任命について、一括して御提案申し上げます。

農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員 12 名を任命するにあたり、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

続いて産業課長の補足説明をお願いします。

産業課長。

○産業課長（山田 浩君）議案第 32 号から議案第 43 号までの五霞町農業委員会委員の任命につきまして御説明申し上げます。

農業委員候補者 12 名の方々の氏名のみを申し上げます。住所、生年月日及び略歴につきましては、議案書にて御確認をお願いします。

議案書 1 ページをお開き願います。議案第 32 号 桑原 昇氏。

議案書 3 ページをお開き願います。議案第 33 号 中島隆司氏。

議案書 5 ページをお開き願います。議案第 34 号 篠寄義隆氏。

議案書 7 ページをお開き願います。議案第 35 号 松本 孝氏。

議案書 9 ページをお開き願います。議案第 36 号 青柳初男氏。

議案書 11 ページをお開き願います。議案第 37 号 篠崎 勝氏。

議案書 13 ページをお開き願います。議案第 38 号 曾根喜平氏。

議案書 15 ページをお開き願います。議案第 39 号 鈴木一男氏。

議案書 17 ページをお開き願います。議案第 40 号 中村啓次氏。

議案書 19 ページをお開き願います。議案第 41 号 松本紀夫氏。

議案書 21 ページをお開き願います。議案第 42 号 大久保一雄氏。

議案書 23 ページをお開き願います。議案第 43 号 折本真由美氏。

以上、12 議案につきまして、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、令和 8 年 7 月 20 日から令和 11 年 7 月 19 日までの 3 か年となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

最初に議案第 32 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）起立全員です。着席願います。

よって、議案第 32 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に議案第 33 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）全員起立です。着席願います。

よって、議案第 33 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に議案第 34 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）全員起立です。着席願います。

よって、議案第 34 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に議案第 35 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）起立全員です。着席願います。

よって、議案第 35 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に議案第 36 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）全員起立です。着席願います。

よって、議案第 36 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に議案第 37 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）全員起立です。着席願います。

よって、議案第 37 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に議案第 38 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）全員起立です。着席願います。

よって、議案第 38 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に議案第 39 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）起立全員です。着席願います。

よって、議案第 39 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に議案第 40 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）起立全員です。着席願います。

よって、議案第 40 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に議案第 41 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）全員起立です。着席願います。

よって、議案第 41 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に議案第 42 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）全員起立です。着席願います。

よって、議案第 42 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に議案第 43 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）全員です。着席願います。

よって、議案第 43 号は原案のとおり同意することに決しました。

◎承認第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植竹美智雄君）続いて日程第 5、承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（五霞町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案書 25 ページをお開き願います。

承認第4号 五霞町税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

国は、現下の経済情勢等を踏まえ、令和8年度の税制改正を行っています。今回改正された地方税に係る主なものとしては、軽自動車税に係る環境性能割の廃止、固定資産税に係る免税等の見直しです。

町税条例の上位法令である地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が、令和8年3月31日公布、原則として令和8年4月1日から施行されたことに伴い、五霞町税条例の一部を改正する条例についても、令和8年4月1日の施行とするため、専決処分にて対応させていただいたところでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、町民税務課長の補足説明を願います。

町民税務課長。

○町民税務課長（堀山康行君）承認第4号について御説明します。

議案書27ページをお開き願います。

令和8年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う五霞町税条例の一部改正となります。

主な改正点について、新旧対照表により説明させていただきます。

議案書34ページをお開き願います。

改正部分は下線で示した部分となります。第18条の3、納税証明事項は、税制改正により旧自動車取得税に相当する軽自動車の環境性能割が令和7年度末をもって廃止されたことに伴い、種別割から軽自動車税に名称を変更するものです。

議案書43ページをお開き願います。

第63条、固定資産税の免税点は、固定資産税を課税するにあたり、低額な資産しか持たない方への担税力への配慮と、行政事務コストが税収を上回らない仕組みとして免税点があります。

固定資産税の課税標準額となるべき額について、家屋は20万円から30万円に、償却資産は150万円から180万円に改めるもので、この改正については、令和9年度からの施行となります。

このページの中段以降、第3節軽自動車税の条文については、先ほどの環境性能割の廃止により、種別割から軽自動車税に改める改正をしています。

議案書52ページをお開き願います。

附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例です。健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行っている方が、1万2,000円を超える対象医薬品を購入した場合には、セルフメディケーション税制を受けることができますが、令和9年度末までと期限があったものを撤廃するものです。

議案書54ページをお開き願います。

附則第7条の3、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除です。いわゆる住宅ローン控除と呼ばれるもので、所得税において控除しきれなかった残額を、翌年度分の個人住民税から控除する期限について、令和20年度から令和25年度まで5年間延長するものです。

なお、これ以降の条文については、法附則第5条の4の削除、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正等となっております。

飛びまして、議案書81ページをお開き願います。

最後に施行期日です。

附則第1条にて、施行期日を原則として令和8年4月1日としています。

以上、上位法令の改正に伴う五霞町税条例の一部改正となります。御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第4号を採決いたします。

承認第4号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）全員起立です。着席願います。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（五霞町税条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認されました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第6、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案書 85 ページをお開き願います。

承認第 5 号 五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する承認について、専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により承認を求めるものでございます。

先ほど御承認いただいた五霞町税条例の一部を改正する条例と同様、町条例の上位法令である地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が、令和 8 年 3 月 31 日公布、原則として令和 8 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についても、令和 8 年 4 月 1 日の施行とするため、専決処分にて対応させていただいたところでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、町民税務課長の補足説明を願います。

町民税務課長。

○町民税務課長（堀山康行君）承認第 5 号について御説明します。

議案書 87 ページをお開き願います。

令和 8 年 3 月 31 日に公布された地方税法等及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う五霞町国民健康保険税条例の一部改正となります。

主な改正点について、新旧対照表により説明させていただきます。

議案書 90 ページをお開き願います。

改正部分は下線で示した部分となります。第 2 条、課税額。

91 ページをお願いします。

第 1 項第 4 号では、子ども・子育て支援法に基づき、新たに子ども・子育て支援納付金を加えるものです。

第 2 項は、医療保険分である基礎課税額に係る課税限度額を、現行の 66 万円から 67 万円に引き上げるものです。

議案書 92 ページをお開き願います。

第 5 項は、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を 3 万円と定めるものです。

議案書 93 ページをお開き願います。

第 7 条の 2 は、子ども・子育て支援納付金課税額に係る所得割額を、基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 0.3 を乗じて算定するものと定めるもの。

第 7 条の 3 は、均等割額を 2,100 円と定めるもの。

第 7 条の 4 は、18 歳未満の子どもに負担がかからないよう 18 歳以上の被保険者が 18 歳未満の子どもの分 100 円を上乗せして負担することを定めるものです。そのため、18 歳以上の被保険者の均等割額は、第 7 条の 3 の 2,100 円と、第 7 条の 4 の 100 円を合計した 2,200 円となります。

この後説明する各条文においても、18 歳以上被保険者と区分し、規定をしています。

第 21 条、国民健康保険税の減額は、世帯の所得が一定基準以下の場合に、所得に応じて均等割額を 7 割、5 割、2 割軽減するものとして、次の 95 ページのほうです。第 1 号の「エ」と「オ」では、子ども・子育て支援納付金分の 7 割軽減額について、それぞれ 1,470 円、70 円と定めるものです。

議案書 96 ページをお開き願います。

第 2 号では、5 割軽減判定所得の基準額を 30 万 5,000 円から 31 万円に改め、「エ」と「オ」では、子ども・子育て支援納付金分の 5 割軽減額について、それぞれ 1,050 円、50 円と定めるものです。

議案書 97 ページをお開き願います。

第 3 号では、2 割軽減判定所得の基準額を 56 万円から 57 万円に改め、「エ」と次の 98 ページの「オ」では、子ども・子育て支援納付金分の 2 割軽減額について、それぞれ 420 円、20 円と定めるものです。

次に、第 2 項は、未就学児の均等割額の減額等について規定しており、第 3 号の「ア」から「エ」は、子ども・子育て支援納付金分について定めています。未就学児の均等割額を 5 割減額する額が「エ」の 1,050 円、所得に応じて 7 割軽減となる未就学児が「ア」の 315 円。5 割軽減となる未就学児が「イ」の 525 円。2 割軽減となる未就学児が「ウ」の 840 円と定めるものです。

議案書 100 ページをお開き願います。

下の第 4 項は、18 歳未満の子どもの子ども・子育て支援納付金分の均等割額について、全額減額となる旨を定めるものです。

議案書 101 ページから 109 ページまでの附則においては、子ども・子育て支援納付金の創設に伴い文言を追加しております。

議案書 109 ページをお願いいたします。

最後に施行期日です。附則第 1 項にて、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、第 2 項にて、令和 7 年度分までは従前の例によることとしています。

以上、上位法令の改正に伴う五霞町国民健康保険税条例の一部改正となります。御承認のほどよろしく願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第5号を採決いたします。

承認第5号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）起立全員です。着席願います。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認されました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第7、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度五霞町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案書111ページをお開き願います。

承認第6号について、重点支援地方交付金等を活用した事業について、各事業の実績による精算を行うとともに、更なる住民支援を行うため補正予算の専決処分をしたもので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものです。

議案書113ページをお開き願います。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ613万9,000円を追加し、総額をそれぞれ66億9,175万5,000円とするものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）承認第6号について御説明申し上げます。

議案書113ページをお開き願います。

令和7年度五霞町一般会計補正予算（第8号）です。

第1条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ613万9,000円を追加し、総額をそれぞれ66億9,175万5,000円と定め、補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

第2条、繰越明許費につきましては、第2表繰越明許費補正によるものです。

第3条、債務負担行為の変更は、第3表債務負担行為補正によるものでございます。

議案書の119ページをお開き願います。

初めに歳入でございます。

14 款国庫支出金、2 項 1 目総務費国庫補助金 99 万円の増額につきましては、地域未来交付金を増額するものでございます。

次に 18 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 514 万 9,000 円の増額については、歳入調整により増額をするものです。

続きまして 120 ページをお開き願います。

歳出でございます。

2 款総務費、1 項 6 目企画費、物価高騰対策生活支援事業につきましては、住民 1 人あたり 5,000 円を給付する事業につきまして、事業実績に伴い、給付に伴う事務費及び補助金を 367 万 6,000 円減額するものでございます。

次に、3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費、電気ガス食料品等物価高騰重点支援事業につきましては、町内の医療機関、介護施設、障害者福祉サービス施設、保育所等を支援する事業について、事業実績に伴い、交付金を 7 万円増額するものです。

次に、3 款民生費、1 項 8 目介護保険事業費、介護保険事業特別会計繰出金事業につきましては、財源更正に伴い、繰出金を 60 万 5,000 円減額するものです。

次に、衛生費、1 項 6 目上水道費、水道事業会計補助事業につきましては、水道基本料金の減免について、5 月、6 月分の 2 か月間を延長するため、補助金としまして 1,435 万円を増額するものです。

続きまして、議案書 121 ページをお開き願います。

7 款商工費、1 項 1 目商工振興費、中小企業等に関するエネルギー・物価高騰対策事業につきましては、町内の中小企業等への交付金を給付する事業について、事業実績の見込みによりまして、交付金を 400 万円減額するものです。

次に、9 款消防費、1 項消防費につきましては、国の地域未来交付金の内示がございましたので、それに伴う財源更正によるものでございます。

説明は以上でございます。御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第 6 号を採決いたします。

承認第 6 号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）全員起立です。着席願います。

よって、承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度五霞町一般会計補正予算（第 8 号））は、原案のとおり承認されました。

◎承認第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植竹美智雄君）続いて日程第 8、承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案書 122 ページをお開き願います。

承認第 7 号については、令和 7 年度介護報酬改定等に伴うシステム改修事業における国庫補助金の交付決定があったことから、補正予算の専決処分を行いましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により承認を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、健康福祉課長の補足説明を願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（古郡健司君）それでは、承認第 7 号について御説明申し上げます。

議案書 124 ページをお開き願います。

令和 7 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、初めに概要から申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算額の内額は、第 1 表歳入歳出補正予算によるものでございます。

議案書 129 ページをお開き願います。

歳入より説明させていただきます。

3 款国庫支出金、2 項 8 目介護保険事業費補助金、1 節介護保険事業費補助金 60 万 5,000 円の追加は、令和 7 年度介護報酬改定等に伴うシステム改修事業における国庫補助金の交付決定によるものでございます。

次に 7 款繰入金、1 項 2 目その他一般会計繰入金、1 節事務費繰入金 60 万 5,000 円の減額は、国庫補助金の交付決定に伴う一般会計からの繰入金の減額となります。

議案書 130 ページをお願いいたします。

歳出になります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、介護保険事務事業における一般財源から特定財源への財源構成となります。

説明については以上でございます。御承認のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第 7 号を採決いたします。

承認第 7 号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）全員起立です。着席願います。

よって、承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号））は、原案のとおり承認されました。

◎承認第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第 9、承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 1 号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案書 131 ページをお開き願います。

承認第 8 号、令和 8 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 1 号）について専決処分をしたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により承認を求めるものでございます。

内容につきましては、重点支援地方交付金を活用した一般家庭や事業者への支援として、現在実施している水道基本料金の減免を 2 か月延長するため、予算の補正をしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、建設水道課長の補足説明を願います。

建設水道課長。

○建設水道課長（園田和則君）それでは、承認第8号について御説明いたします。

議案書の133ページをお願いいたします。

第2条の収益的収入及び支出の総額にそれぞれ27万円を追加し、収入支出の予定額を4億9,507万円に補正するものです。

続いて、第3条、他会計からの補助金。予算第9条中、1億4,387万4,000円を1億5,822万4,000円に改めるものでございます。

議案書の135ページをお願いいたします。

詳細について御説明いたします。

収益的収入及び支出。

初めに収入ですが、1款事業収益、1項営業収益、1目給水収益1,408万円の減額ですが、水道基本料金2か月分、5月、6月検針分を減額するものでございます。

次に、2項営業外収益、1目1節他会計補助金1,435万円を追加するものです。こちらにつきましては、財源振替としまして、給水収益の減額に対する補填分を事業に係る経費として重点支援地方交付金を充てるものでございます。

次に支出ですが、1款事業費用、1項営業費用、3目総係費、13節委託料、27万円を追加するものです。内容につきましては、減免事業を実施するための水道料金システム改修委託料22万円。それと、使用者に周知を行うためのチラシ配付委託料5万円を追加するものでございます。

説明は以上です。御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第8号を採決いたします。

承認第8号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）全員起立です。着席願います。

よって、承認第 8 号、専決処分承認を求めることについて、令和 8 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり承認されました。

◎議案第 44 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）続いて日程第 10、議案第 44 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案書 136 ページをお開き願います。

財産の交換、譲渡、無償貸与等に関する条例の特例に関する条例につきましては、財産の無償又は減額貸し付けについて特例を設けてございます。

今回の改正内容は、特例措置の対象地を追加することで、更なる町の発展を図るものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 44 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第 11、議案第 45 号 五霞町公民館の設置及び管理等に関する条例及び五霞町公民館使用条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案書 139 ページをお開き願います。

五霞町公民館の設置及び管理等に関する条例及び五霞町公民館使用条例を廃止する条例につきましては、庁舎複合化施設整備に伴い五霞町中央公民館を閉館したため、本条例を廃止するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 45 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 4 6 号・議案第 4 7 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第 12、議案第 46 号 令和 8 年度五霞町一般会計補正予算（第 1 号）及び議案第 47 号 令和 8 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案は各会計の補正予算で関連しておりますので、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号及び議案第 47 号を一括して議題といたします。

町長からそれぞれの提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案書 142 ページをお開き願います。

議案第 46 号及び議案第 47 号について、一括して御提案申し上げます。

初めに、議案第 46 号 令和 8 年度五霞町一般会計補正予算（第 1 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 33 万円を追加し、総額をそれぞれ 62 億 33 万円とするものです。

議案書 151 ページをお開き願います。

次に、議案第 47 号 令和 8 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 33 万円を追加し、総額をそれぞれ 8 億 5,633 万円とするものです。

本定例会には、常任委員会が予定されています。詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 46 号及び議案第 47 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号及び議案第 47 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎報告第 1 号の上程、説明、質疑

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第 13、報告第 1 号 令和 7 年度五霞町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

町長から報告願います。

町長。

○町長（知久清志君）報告第1号について御報告申し上げます。

議案書159ページをお開き願います。

令和7年度五霞町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

繰り越した事業は12事業、金額は2億374万2,724円となります。詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）報告第1号について御説明申し上げます。

議案書159ページをお願いいたします。

令和7年度五霞町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

初めに2款総務費1項総務管理費、事業名、物価高騰対策生活支援事業。こちらの翌年度繰越額1,522万4,811円につきましては、住民1人あたり5,000円を給付する事業でございます。事業期間を延長したことにより、給付に要する事務費、助成金を繰り越したものでございます。

続きまして、同じく地域防犯対策推進事業250万円につきましては、防犯カメラの購入等に対し、上限3万円を補助する事業でございます。事業期間を延長したことにより、給付に要する事務費、補助金を繰り越したものでございます。

次に、戸籍住民基本台帳等事務事業184万8,000円につきましては、戸籍附票システムを改修する業務でございます。改修スケジュールの延伸により、委託料を繰り越したものでございます。

次に、物価高対応子育て応援手当支給事業129万7,242円につきましては、児童手当受給児童1人あたり2万円を給付する事業でございます。事業期間を延長したことにより、給付費に要する事務費補助費を繰り越したものでございます。

次に、水道事業会計補助金事業2,212万1,671円につきましては、上水道基本料金を減免する事業でございます。減免期間を2か月間延長したことにより、補助金を繰り越したものでございます。

次の中小企業等に対するエネルギー・物価高騰対策事業936万円につきましては、町内の中小企業に対して一律4万円を給付する事業でございます。こちらも事業期間を延長したことにより、それぞれ事務費交付金を繰り越したものでございます。

次に、適正土地利用推進事業346万5,000円につきましては、民間企業へのサウンディング調査に期間を要しており、農林協議等の資料作成まで至らなかったため、委託料を繰り越したものです。

次に、同じく PPP・PFI 推進事業 420 万円につきましては、情報・防災ステーション隣接地の利活用につきまして、利用希望事業者の公募にまで至らなかったというところで、委託料を繰り越しを申し上げたものでございます。

次の地域防災対策推進事業 1,230 万円につきましては、県の防災情報ネットワーク、衛星通信設備の更新工事の負担金でございます。茨城県におきまして、事業が延伸になったことから、負担金を繰り越ししたものでございます。

同じく、災害対策事業 200 万円につきましては、国庫補助金の交付決定が年度末であったため、事業費を繰り越したものです。

次の学校空調施設整備事業 3,126 万 6,000 円につきましては、受変電設備で使用する備品の納期が遅れたため、工事請負費を繰り越ししたものです。

次の海洋センター施設管理事業 6,697 万 5,000 円につきましては、B & G 海洋センターの空調設備、バスケットゴール等の更新、トイレの改修工事でございます。資材の納期が遅れたため、工事請負費を繰り越しをしたものでございます。財源については、それぞれ記載のとおりとなっております。

以上のとおり御報告をいたします。以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

報告第 1 号については、報告のとおりといたします。

◎報告第 2 号の上程、説明、質疑

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第 14、報告第 2 号 令和 7 年度五霞町水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

町長から報告願います。

町長。

○町長（知久清志君）報告第 2 号について御報告申し上げます。

議案書 161 ページをお開き願います。

令和 7 年度五霞町水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書について、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき御報告申し上げます。

繰り越した金額につきましては、3,102 万円となります。詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、建設水道課長の補足説明をお願いします。

建設水道課長。

○建設水道課長（園田和則君）それでは、報告第2号 令和7年度五霞町水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

議案書の161ページをお願いいたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、水道事業繰越額3,102万円になります。

内容につきましては、小手指配水場受水施設更新（電気・機械設備）工事について、物価高騰などによる半導体や電子部品の製作に必要な資材の不足によりまして、納期に日数を要することから、必要な期間を確保するために繰り越したものでございます。財源は、地方債が3,070万円、その他が32万円でございます。

以上のとおり報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

報告第2号については、報告のとおりといたします。

◎休会の件

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第15、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により6月5日から6月8日は、本会議を休会したいと思います。この件に関し、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、6月5日から6月8日は本会議を休会いたします。

次の本会議は、6月9日午前10時から開き、一般質問を行います。

◎散会の宣告

○議長（植竹美智雄君）以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。大変御苦勞さまでした。

散会 午前10時58分